裁判員経験者の意見交換会議事概要

- 1 日時 平成24年11月9日(金)午後2時30分から午後5時13分
- 2 場所 東京地方裁判所立川支部大会議室
- 3 参加者等

司会者 福 崎 伸一郎 (東京地方裁判所立川支部刑事部判事)

裁判官 深 見 玲 子(東京地方裁判所立川支部刑事部判事)

裁判官 林 正 彦 (東京地方裁判所立川支部刑事部判事)

検察官 山 根 薫(東京地方検察庁立川支部公判担当副部長)

檢察官 宇 川 春 彦 (東京地方檢察庁立川支部公判担当副部長)

検察官 西 尾 健太郎 (東京地方検察庁立川支部公判部検事)

弁護士 髙 﨑 秀 郎 (東京弁護士会所属)

弁護士 足 立 剛(東京弁護士会所属)

弁護士 秋 野 達 彦 (第二東京弁護士会所属)

裁判員経験者は、着席順に「1番」等と表記した(裁判員経験者1番は欠席)。

4 議事概要

司会者

本日はお忙しい中この意見交換会に参加していただき、どうもありがとう ございます。私は本日の司会を務めます、東京地方裁判所立川支部刑事1部 の裁判官の福崎と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

裁判員経験者の皆様におかれましては、本日は本当にお忙しい中お集まりいただきどうもありがとうございます。裁判員裁判が始まってから約3年半が経過いたしました。その間立川支部で行われました裁判員裁判も、おおむね順調に運営されてきたのではないかと思っております。

裁判所,検察庁,弁護士会等,関係者もこれまで様々な努力,工夫を重ねてきたところでございます。そうではございますが,よりよい裁判員裁判実現のためには,裁判員経験者の皆様から率直な御意見を伺うというのが何よ

り重要なことではないかと思っております。本日はよりよい裁判員裁判の実現のため、率直で忌憚のない御意見を伺いたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

では本日の進行につきましては、三つのテーマを考えております。第1が 審理について、ということでございます。それから、第2が評議についてと いうことでございます。それから第3が守秘義務についてということでござ います。そして最後に報道関係の方からも御質問していただくということを 予定しております。

それではまず、個別のテーマについての意見交換に入る前に、裁判員経験 者の皆様に裁判員裁判に参加してどのような御意見、御感想をお持ちになっ たか、全体的な感想といったようなものをお伺いしたいと思っております。

2番の方から順番にお願いしたいと思いますけれども、妻を殺害して死体 を遺棄したという殺人死体遺棄の事件を担当され、その事件の争点というの は、殺意があったのかなかったのか、それから遺棄したとされてるときに死 体として認識していたのかどうか、それから責任能力の有無、こういったこ とが争点になった事件を担当していただいた、と伺っております。そういっ たことでよろしいでしょうか。

2番

はい。

司会者

一言御感想をよろしくお願いいたします。

2番

まず裁判員の,裁判員に選ばれるに当たって,突然その通知が来るということで,それ自体が生活に影響あったかっていう質問があるんですけど,変化があると。実際に日常今まで生活してたのと大きく異なって,一人の被告人に対して,いろんなことを学ばなきゃいけないし,その人に対する人生っ

ていうものを、人間関係とか生活とかあらゆるところまで含めて考えていかなきゃいけないっていうところで、その辺りの印象っていうのは今まで事件をぱっと見て概要を見て判断してたものとは全然違ってて、被告人とかの状況っていうものとかをいろいろと検討できることができたので、その辺は生活に対して、これまでの生活とはちょっと変わって、考え方が変わったなとは思います。

この質問に対してなんですけど、裁判員自体を経験したことで生活に変化あったかっていうのだったんですけど、実際にギャップが結構大きくて、僕がその関わってたものっていうのは審理の内容が結構多くて3週間ぐらいあったんですけど、実際に3週間急にその環境にポンっていうふうに引っ張り出される形に意識しちゃったんですけど、それで実際入って評議していくことに対しては貴重な経験だったと思うんですけど、そこで終わるといきなり日常生活にまた戻るんですよね。その社会生活にまた戻る。その戻ったときにこの裁判員裁判に参加した意義っていうのを自分なりに考えなきゃいけないっていうふうになってきて、自分で勝手にそういうふうに思ったんですけど。

実際に裁判員制度としては皆さんが参加することでより公平な意見が出たりとか、いろんな役割っていうのが、裁判官がずっとやってるものとはまた違った意見とかが出て、事件を見れるっていうのはあると思うんですけど。

例えば私が感じたのは、そういうふうにポンといきなり非日常に行って、 日常に戻されるっていう感じで、いきなり関係ない形になってしまう。そこ で意義等を考えなきゃいけないというふうに自分で思ってしまうので、そう いう意味では裁判員っていうものに対して、裁判員になる人間に対しては、 裁判員に急に選ばれてしまったけども、それで今回関わることによって、こ ういうふうに考えることができるとか、こういう意義があるんだとか、何か 何らかの導きがもっとあると、変わるのかなっていうふうには感じました。 ちょっとそれてしまいましたが。

司会者

どうもありがとうございました。次は3番の方にお願いしますが、3番の方は内縁の妻、内妻に暴行を加えて死亡させたという傷害致死等の事件を担当されて、争点は、死亡の原因と被告人がその原因となるような暴行を加えたかどうかといったことが争点になっていた事件だったと伺っております。そういったことでしょうか。

3番

はい。

司会者

それでは感想等よろしくお願いいたします。

3番

まず感じたのはですね,非常にこの裁判員制度に対して非常に関係者の皆様が非常に慎重に対応されてるという印象を持ちました。

選任からですね、実際に裁判に至るまでのいろんな部分でですね、心のケアの問題ですとか、手続上の問題ですとか、そういったことに我々裁判員が支障がないような御配慮ですとか、何か問題があったときにきちんと意見を聞いていただける態勢ですとか、今回の意見交換会という場があること自体もですね、そういうその制度の改善を目指していらっしゃるその姿勢の表れなのかなというふうに、非常に感心をしております。

裁判の実際のところはですね、経験して初めて分かったことというのは、 守秘義務に関しまして言うと、今までそのやる前に思っていたことはですね、 本当に全くしゃべっちゃいけないっていうような印象を持って臨んだんです けれども、最初の御説明のときに、例えば、裁判の中で発言されたことは公 の場の発言であるから構わないとか、そういった線引きの部分がですね、実 際社会で経験なさってない方にはちょっと勘違いされてる部分があるのじゃ ないかなっていうふうに思いまして。意外とこう、しゃべっていい部分っていうのが思ったよりは多いのかなというところがございました。

1点だけちょっと問題かなって思ったところがあったのは、ここは立川支部ですのでモノレールで最後うちへ帰るんですけれども、頻繁に弁護団の皆さんと同じ車両に乗って帰るようなことが多かったものですから、その辺また後でもお話あるかと思うんですけども、そういった関係者との接触ということが起こりやすい構造にあるなというのが一つ問題になるのかなというふうには思いました。はい、以上でございます。

司会者

どうもありがとうございました。4番の方お願いいたしますが、4番の方は共犯者とともにガソリンスタンドに押し入って金品を奪って店員の人にけがをさせたという強盗致傷などの事件で、犯罪の成立そのものには争いがなかったと伺っておりますが、そのような事件だったんでしょうか。それでは、どうぞよろしくお願いいたします。

4番

私は4日間ほど裁判員っていうことで関わらせていただいたんですけれども、率直に言って感想として感じたことは、やっぱり疲れたな、ということです。4日間というのが長いか短いかには人それぞれあるかもしれないんですけれども、やはり2番の方がおっしゃられたように、いきなりこう、経験したこともないような世界にこう、入ってくるわけですから、やはりその中でとても疲れたな、というふうに思いましたし、もっと言うとあれだけ長い時間評議等審議等していれば、そりゃどこかでこう、気持ちなり集中なり、いろんな物が途切れるかなとかって最初は思って心配もしてたんですけど、やはり皆さん本当に真剣に取組んでらっしゃるので、そんなことにもなりようもないし、ならないし、やはり真剣に臨むんですけど。

今時間がたって思い返してみると、じゃ果たしてその間ちゃんと自分の頭

はすっきりと問題に臨めていたのかな、とかっていうふうに考えると、後で触れることかもしれないですけれども、時間の使い方だとか、休憩の在り方だとか、そういったところなんかは、もう少し改善の余地もあったのかな、ということもちょっと思いました。

加えて言えばやはり候補と言うか、その日程が結局裁判員としてやってくださいっていうふうなことで確定するまでにやっぱりぎりぎりになっているなという印象があってですね、自分も働いてますが、やはり休むのは致し方ないにしても、もし決まらなかったら、これとこれをやってほしいんだけどねっていうことっていうのはやっぱりあったりするわけで、そういったこうバタバタしたところを調整するっていうのは、結局のところやっぱりあるんだよな、と。

幾ら前の段階で候補日が設定されて、ここで起こり得ますとか何とかっていうふうになったとしても、やっぱりそれは変わらないな、というふうな印象も覚えました。以上です。

司会者

どうもありがとうございました。引き続きまして5番の方。5番の方は集合住宅に侵入して被害者を強姦して傷害を負わせた、強姦致傷といったような事件、その他いろんな事件を担当されたと。犯罪の成立には争いがなかったと伺っておりますけれども、そういうことでよろしいでしょうか。

5番

はい。

司会者

それではよろしくお願いいたします。

5番

今4番さんがおっしゃったように、やはり私も、私のような者がこのような裁判をね、何と言うのかしら、引き受けてもし間違った判断があったら、

どこかどうなるのかしらとか、まずそこから入りました。私の場合は。

それこそ皆さん本当に真剣になって、もちろん審理をなさったり、証拠を、とてもこの何と言うのかしら、普通では経験できないようないろんな思いをしました。私も子供がいますし、孫もおりますので、性犯罪っていうことに対しての考え方がかなり変わりました。日本の場合は、もうちょっとその性犯罪に対してちゃんとした、何と言うのかしら、法案とか、女性とか、弱い子供とか、守るためのそういう法案とか、そういうものを本当に本気になって考えていただいて、大切なものを、心とか体とか守ってくださるようなね、法案を作っていただけたらありがたいなって今思っています。

何しろ弱い立場の人が犯罪に巻き込まれないような世の中にしてもらいたいなと, 今, 新たに思っています。

それから、3番の方がおっしゃったように、帰りにですね、やはり皆さんごちゃごちゃですけれども、あのお顔は、という感じで、ちょっとこう、少し後ろの方から歩みを遅くして、後ろの方から歩いて行ったり。前の電車で先にどうぞお乗りくださいっていう感じで次の電車待ったりしました。だから、そこの配慮をちょっと考えていただけたらありがたいなと思います。以上です。

司会者

どうもありがとうございました。引き続きまして6番の方お願いいたします。6番の方は内縁の妻と同居するマンションの1室に放火したという,現住建造物放火の事件を担当され,争点は被告人が犯人であるかどうかということと,責任能力の有無ということであったというふうに伺っておりますけど、そういうことでよろしいでしょうか。

6番

はい。

司会者

それでは、よろしくお願いいたします。

6番

まずとても勉強になりました。私は現在80歳を過ぎております。満で80歳を過ぎております。しかし戦前、戦中、戦後、生き抜いて参りまして、この人生経験が非常に役に立って大切だったんだなと思っております。

まず意見としては、裁判に当たっては、絶対にぶれないでやり抜くこと、 その姿勢が大切であると私は思いました。

審理とか評議については、全く常識が通用しない。いろいろな角度から推察しなければならない、非常に難しく思いました。特に五感が大切であると、 私は思っております。

後は判決について。私は、思ったとおり最後まで自分の考えを貫いて審議 いたしました。これから裁判員となる方のメッセージに対しては、まず私の ように高年齢になりますと、まずお知らせがきても絶対に断ると思うんです ね。それをやめていただきたい。人生を積み重ねた経験があれば、必ずでき ると思っています。

まず、裁判長からも言われたんですけれども、一人でやるのではないし、 また自分は素人ですから、質問の内容がおかしかったりした場合に裁判長が すぐフォローしてくださいました。私は非常にありがたく、勉強になりまし た。

そんなわけで、今後の活動についてこの裁判をよくしたいという考えに私は一つの意見を持っております。でもこれは後ほどまた言わせていただきます。以上です。ありがとうございました。

司会者

どうもありがとうございました。それでは7番の方お願いいたします。7番の方は、妻を包丁で突き刺すなどして殺害したという殺人事件を担当された。犯罪の成立や被告人が心神耗弱の状態にあったことについて争いがなか

ったといったような事件だったと伺っております。そういったような事件で すか。

7番

そうです。

司会者

では, どうぞよろしくお願いいたします。

7番

私も裁判員裁判にまさか選ばれるとは思ってなくて、いざ選ばれて選任されて、この裁判に臨んだわけですが、実は私の母親がやはり介護施設に入っていたときに、母親の面倒を見てくださいと。それで後介護をどう思うかっていうことを介護施設の方から言われた事件を、たまたま同じような事件で扱った、審理させてもらったんですけども、私は本当にもう、身に詰まるものがありました。

この方は、やはり年とともに変化が現れてきて、介護がつらくなると。まだ私の方では若かったから介護も別になかったですけども、この裁判を通じて要するに報道の方も、介護をする方を、される方、よく報道をしてもらいたいと。それでないと、ただ裁判の流れで、妻を殺したからこういう刑になったんだなと、一般的にもう報道されると新聞で見る人は、ああそうなんだ、と。でもう片付いちゃうと思うんですよね。やはり私はこの裁判を通じて改めて、要するに高齢化社会になるにつれてこういう事件は多々増えると思います。このことも、報道する側も1行でもいいから、2行でもいいから、行政に訴えるような、そしてよりよい社会を築くようにしてもらいたいたいと思っております。

審理とか評議の方は、後でまたあると思いますので、一応私なりに裁判を 経験しまして、お袋が亡くなっても生活に変化はないんですけれども、やは り新聞を見れば裁判員裁判の期日がある日は、必ずもう時間を掛けて目を通 してるような次第です。以上です。

司会者

どうもありがとうございました。冒頭から皆様には非常に貴重な御意見を 伺ったと思います。

まずそれぞれに取り上げて、ということも考えられるんですけど、取りあえず決まったテーマがあります。決まったテーマに従ってやっていただいて、また最後に今皆様方が述べられたことなんかについて意見交換できればと思います。

それでは、まず最初のテーマ、審理ということに入っていきたいと思います。

審理と言いますと、冒頭陳述、あるいは論告、弁論といった当事者が意見を述べる場面と、それから証拠書類の朗読、あるいは証人尋問、被告人質問といった、証拠調べの場面があったと思います。

これらが分かりやすかったかどうか、分かりにくい点があったとすれば、 どのような点が分かりにくかったか、というようなことですね。また、その 分かりにくいのを解消するためにはどうすればいいか、といったようなこと について御意見、御感想があれば伺いたいと思います。

今回の事件なんですけれども、本日参加してくださった裁判員の方が担当された事件は、大きく二つのグループに分かれると思います。一つは犯罪の成立そのものに争いはなく、量刑が主たる争点であったという事件と、被告人が犯人であるかどうか、あるいは責任能力が争われた、そういったような事件と、二つのグループに分かれると思います。それぞれについて証拠調べの在り方とか、ちょっと違うのではないかなという気もいたしますので、ちょっとこの二つに分けて御意見を伺おうかなと思います。

まず、量刑が主たる争点であった事件から、御意見、御感想を伺えればと 思います。このような事件っていうのは、今回参加していただいている方の 中では、4番の方、5番の方、7番の方が参加された事件が、量刑が主たる 争点になっていた事件だと思います。

4番の方,よろしいでしょうか。その審理,証拠調べについて御意見をお願いします。

4番

基本的に進め方自体は私はすごく丁寧にしっかりやってくださったし、裁判員のほかの皆様もとても集中してしっかり対応されているように見えて、とてもほかの方もおっしゃってましたように、むしろ勉強になったというぐらいな印象を持っています。

ただやはり、そうは言っても慣れないものをやっているわけですから、どこかでこう、休憩をしっかり取るだとか、例えばお昼休みとかっていうときも、比較的やはり外で、それこそ関係者の方とあまり会わない方がいいんじゃないのかな、というふうなこともちょっとあったりなんかして、割りと評議室の中で過ごしたりとかっていうような形がとても多かったように思います。

それって要するに、その評議をし、そこでいろいろ喧々諤々じゃなかった にしても何にしても、あったその場面から離れないっていうことですよね。

ですんでやっぱり、本当にちゃんと切替えができて、次の議題に臨んでいけたのかな、というふうなのは、時間がたってみてちょっと改めて気にもなるところであって、何かもう少しこう、集中しなきゃいけないとこは集中しないきゃいけないとは思いつつ、そうではなくて1回リセットするところはリセットするっていう、何か流れっていうのがもう少しあるとすごく私としてはいいなっていうふうに思いました。はい。ひとまず以上です。

司会者

どうもありがとうございます。この事件では証拠としてはどのようなもの が調べられたのかについてはいかがでしょうか。

4番

そこに関しても、結論から言えば私としてはとても、特に検察の方が提示してくださった証拠っていうのは、モニターを使って具体的に図や、ここに犯人が立っていて、ここで目撃者がいてとかって、そういうふうにして具体的に分かるような形で提示してくださったので、すごく分かりやすくてそれを配慮してくださっていたのは、よかったかなと。

強いてあげるとすれば、多分恐らく時間の限りがとてもあるからだと思う んですけど、その説明も比較的早かったので、ついていくのに多少苦労する 点もあったなというぐらいです。よろしいでしょうか。

司会者

もう1点ちょっとお聞かせ願いたいんですけど、この事件で調べた証拠の中に証拠書類ですね、今モニターでいろんな物を示されたというのがありましたけれども、多分実況見分であるとか、そういったような物をですね、モニターで示されたと思うのですが、それから被害者の方なんかについては、供述調書を朗読されたとかそういったことでしょうか。

4番

そうです、そうです、はい。

司会者

例えば、ほかの関係者、共犯者がいたとすればですね、共犯者の人が証人 として法廷で話をしたとか、そういったような場面とかいうのはありました か。

4番

はい。そういうふうな感じでした。

司会者

すると例えば被害者の方は調書を朗読されて、共犯者について直接法廷で 話を聞かれたといったようなことだったんでしょうかね。

4番

被害者の方の証言を直接聞くということではなくて、それは検察側から読 み上げていただいたという形のみでした。

司会者

ごめんなさい, 共犯者の方もそうですか。

4番

ちょっとごめんなさい、記憶が定かじゃなくなってきてますけど、共犯者 の方も恐らくそうじゃなかったかなと思います。はい。

司会者

分かりました。大体証拠調べとしては、書類を中心にして調べて、それで 後は被告人から直接お話を聞く、あるいは情状証人というような人でしょう か。そういった人からの話を聞くというのが大体の審理の流れだったという ふうに伺ってよろしいですかね。

4番

はい。

司会者

それで、うまくまとめられてたので分かりやすかったと、そういうような ことでしたんでしょうかね。

4番

はい。

司会者

どうもありがとうございます。5番の方はいかがだったでしょうか。

5番

はい。やはり性犯罪で、先ほどもお話しましたけれども、例えば何て言うのかしら、抵抗できないような子供に対して、自分の欲求の思うがままにバイクで探し出して、自分の欲求のままにね、多分そのお子さんは心と体と両

方傷付けられてしまっているわけなんですよね。

またその犯罪者であるその方は社会的にもどなたでも信頼できるようなお 仕事を持ってらして、結婚もしてらして、そしてまさかそんなことをなさる と誰も思わないような人が、そういう性犯罪を繰り返し何度も何度もってい う、その御自分で撮ったビデオとか、それを審理のときに、私たちは本当は 見たくありませんが見ました。

かわいそうで、どうしていいのかしらって。この人は人の心があったならば、こんなことってできるのかしらって思う、本当に女性から見ると、小さい本当に抵抗できない子供から見たならば、一生ですね、一生の中で本当に人を愛したり信じたりできるのかしらって。男性に対して体が拒否反応起こすんじゃないかしらって、思います。本当に将来いいお母さんになってね、子供を育てる、そういう自信を持てるかしらとか、そういうふうに感じました。

この審理のその、痛々しさって言うのかしら。やっぱりそして、いろいろこの、審理をするために見せられた私たちもやっぱり心に傷を負った方がいらっしゃると思います。私もありました。かなりショックでした。

結局社会的に信頼されるような方がそんなことをしたっていうことでショックでしたね。なおかつ、この中でお母様が出てらして、この犯罪者の方のお母様も審理のときに出てらして、本当に目をこうなんて言うのかしら、御自分のお子さんをそのように育ててしまったっていう、そのつらいお気持ちも何となく伝わってきましたし。後、結局犯罪に巻き込まれたお子さんのお母様のお気持ちもすごく分かりました。

この審理,普段では目にしないような物を見たときに,私もあれなんですけどこの許せないっていう気持ちを,例えばこの刑期ですね。本当に,「殺すぞ。」って言われたお子さんと,後それから,死刑にしてほしいっていう,その気持ちもすごく理解ができて,ただそこの刑期が,果たしてこれで本当

に平らかな気持ちって言ったら変ですけど、この犯罪を犯した人の将来ですね、将来はどうなるのかしら、そのお母様のどうなるのかしら、でもやはり犯罪を犯したことはその罪を償わなくちゃいけないっていう、それを手続のいろいろの中に本当にきちんと、いつ、どこで、どういうふうな形でっていうのをきちんと整理していただいて、そして進めていただいたので、心の方はちょっとぐちゃぐちゃでしたけれども、頭は分かりやすく整理できたなっていうのが、今の感想です。

ただ,この刑期に対して本当にこれでよかったのかしらって,終わった後 もずっと,はい。感じてます。

殺人と、心を殺すこととは、一体何なんだろうって。イコールなのかしら、 また違うのかしらって、心が死んでしまったらば、どうなのかしらってそう いうふうに思いました。

だから、この量刑に対して、殺人罪ではないけど御自分でちゃんとこう、 いろいろなことを自白してるけれどもどうなのかしらって、それを感じました。

でも、やはり死刑っていうのは、私は賛成しない方なので、致し方ない。 これ長かったのかな、それとも短かったのかなっていうのは、今でも分かり ません。はい。

司会者

どうもありがとうございました。確か、事件の数も随分多い事件だったんですね。

5番

そうです, 多かったです。

司会者

それで調べた証拠というのは、要するに被害者の方の供述をまとめた物で あるとか、先ほど言われてた、ビデオか何かみたいな物ですか。そういった 物が残ってたのでしょうか。

4番

そうですね, ええ。はい。

司会者

それと後,例えば被害者の方の家族の方とか,そういったような方とか, そういった方も出てこられたと。

4番

そうですね、弁明のような形で確かにありましたけれども、ただ御自分が ちゃんと罪を認めてらしたので、心証は悪くなかったと思いますね。ただ、 それでもどうなのかしらって思いました。

司会者

特に事件そのものの性質等もありますので、被害者の方が法廷に出てきて とか、そういったことはなかった事件なんでしょうかね、審理としては。そ れとも被害者の方も法廷に出てきて証言をされたんでしょうか。

4番

いや、もちろん全員ではでなかったようですけど、あったと思います。ちょっと私もはっきりした定かでない部分もありますけど。

司会者

そうするとやはり直接話を伺ったというようなことはですね、やっぱりかなり胸に堪えてくるといったような、そういった体験をされたということなんでしょうかね。

4番

はい。裁判員としてね、感情で物事を判断しちゃいけない、判断しちゃいけないって自分に言い聞かせて平らかな気持ち、平らな気持ちで公平に判断しなくちゃいけないって常に思ってましたけど、でもそれが正しかったのかどうか、今まだはっきり分かりません。

司会者

どうもありがとうございました。それでは7番の方,よろしいでしょうか。 7番

はい。

司会者

どうぞ、審理についての御感想等を。

7番

私の場合、この審理の場合は家族間の犯罪で、要するに事件については争いがなかったと思ったんですけど、要するに後審理していく上で、子供さん、次男さんが出廷したと思うんですけれども、そのときに母親とは良好な関係が保ってたんだなと感じたんですけども、父親との疎遠の方だけが、子供さんから述べられたっていうのが特に印象があってですね。お父さんがお母さんを殺すっていうのはショッキングな事件だったんですけども、やはり審理していく上で、子供さんもお母さんのことはよく話すんですけども、お父さんに対しては極刑をもって望みたいと。

その審理に対して今度検察官の方は、やはりモニターをもって全て証拠を並べていってますから争いがないんですけども、やはりそこに出たときに、子供さんも少しお父さんのことを考えてほしかったなっていうのはあるんですけども。やはり肉親の犯罪ですから、審理していく上でも、検察官も弁護士さんも、量刑だけを争う審理になってますから、大変私としては審理についても親とだぶる面もあって、なかなか自分で父親に対して質問はしたかったんですけども、やはり、ああお父さんもつらかったんだろうなと。

やはり奥さんを殺してからすぐ110番して、殺しちゃってすまないなっていう、私はお父さんのあれを聞き取れたと思うんですけれども。

これは一つ、審理についてなんですけども、やはり検察官はモニターを使って説明してっていうのが、裁判員裁判として私としては、一番理解がしや

すかったと思っております。

司会者

はい。どうもありがとうございます。この事件では多分、身内の方の事件 だということで、今お子さんという話も出てましたけど、身内の方が証人と して何人か出られてた事件なんですかね。

7番

次男さんと,被告人の同級生ですかね,が証言台に立ったと思います。

司会者

そのような方が直接法廷で証言してくださったことによって、その事件に 対する理解とかですね、そういったものがより深まったとかいったような、 そういった事情っていうのはございましたでしょうか。

7番

やはりこの事件をやることによって、こういう事件に出てるのはほんの、 苦しい胸の内で出てるのっていうのは、そんなにないと思うんですよね。や はりこの事件がこういう大々的に報道されたっちゅうことは、要するにいか に年を取ってから、老老介護という言葉がよく、新聞なんかに出てきますけ ども、それを要するに、皆さんにしても、もうちょっと1歩踏み込んで家族 の在り方を考えさせられた一面もありました。

司会者

どうもありがとうございました。それではちょっと争いのある方の事件に ついての御意見を伺いたいと思います。

それでは2番の方からお願いできますでしょうか。

2番

審理についての話なんですけども、その事件の争点自体が、被告人が心神 喪失状態っていうもので、事件当時の記憶がなかったっていう話で、それを めぐっていろいろと証拠とか、後は鑑定人の証言とか、その辺がいろいろと 出てきたんですけども、やっぱり内容的にはそういった要素で、弁護人とその検察官の方の意見が真っ向から割れてしまってたので、証拠とかその辺に関しては結構難しいものがありました。

でもそれは実際事件の種類とか内容によっては難しくなってくるっていう面は仕方がないのかなっていうところで、後は量が多いんで、限られた時間の中で結構早い形で説明されてたりしたんで、割と結構ついていくのが大変だったっていうのがあったんですけど、それはしょうがないのかなっていう側面ではありましたね。

なので、争点になった部分が結構多かったので、そういう意味では割と大変なところではありました。それは仕方がないかな、というところと。

後は、鑑定人の方が、心神喪失でせん妄状態っていう状態だったんで、事件前後の記憶がないっていうのが仕方ないっていう話をされてたんですけど、その期間っていうのがどのぐらいなのか、その1か月間丸々、前後1か月とか何日かどれぐらい記憶がなくなってしまうのかとか、その点も争点になってまして。

それに対して更に、別の方の医師の方が出てきて意見を言うっていうところもありまして、その医師の方はまったくせん妄状態、せん妄状態っていうのは心神喪失状態ではないっていう話をされてて、その辺りの見極めとかはかなり難しいものがありました。

司会者

よろしいでしょうか。

2番

はい。

司会者

引き続きまして同じような争点、同じような争点ではないのですけど、3 番の方もよろしくお願いします。 審理についてということですが、まず印象に残ったのが、裁判が始まる前にですね、裁判長の御説明のときに、裁判所の中で出された証拠だけで判断してくださいと、そのほか例えば報道だったりとかで出された物は証拠ではないので、それは無視して結論を出してくださいという、そういう御説明があってですね、ああ、裁判ってそういうもんなんだな、というふうに思いました。

ということは、その裁判所に出された証拠だけで白黒を付けるというのが 裁判なんだなということなんですけども、そうすると当然その検察側が出し てきた証拠、弁護人側が出してきた証拠、それが非常に審理に近いような、 確信を突いた証拠がない状態だったとするとですね、正しい判決が出ないこ とがあるっていうのは、これは裁判官の責任、裁判員の責任ではないんだな っていうのがちょっと個人的には感じました。やはり証拠をきちんと提出し てですね、それを探してきて立証していくという検察、弁護人の、その力の 見せようっていうものが、判決に大きく影響してくるものなんだなというの は、非常に印象に残りました。

今回の事件に関しては、内縁の夫が妻の頭を殴って死に至らせたということがですね、因果関係を争うものでした。

被告人は殴ったことは殴ったけども、その前に転んで頭を打ってたので、 それが死んだ原因じゃないかということなんです。

殴った強さが争点になったということでしたんで、結果的には解剖医の先生の証言が一つの大きなポイントになったという審理でした。

検察側が御用意した法医学の先生、弁護人が御用意した法医学の先生、二人がですね、同じ写真を見て、これは殴ったと思いますか、強かったですか、強くないんですか、そういったことが論点でしたので、素人がなかなか自分の考えで判断するというよりはですね、専門家の意見の、どっちの人の信び

ょう性が高いかというのが、論点だったということで。

そうなってくるとですね、やはり何て言うんですかね、しゃべるのがうまい人の言うことって何となく人間って信用しがちなので、この人ちょっとしゃべり方がうまくないから信用できないねって、何かそういうものって人間あると思うんですよね。

ですからその、客観的な正しい判断をするっていかに難しいかっていうことは、非常に感じました。

やっぱり裁判ですから、同じ物を見て、自分の有利な方に見せたいという のが人間の心理だなっていうところがですね、その審理の中で非常に印象に 残った部分です。

それから、これは昔はなかったんだと思いますけれども、被害者の家族の 方が参加されるということで、その辺は非常に心証の部分で言うとですね、 判決に影響は大きかったんじゃないかなというふうに思いました。

司会者

被害者の家族の方というのは、これは意見を述べられた、というようなことなんでしょうか。それとも証人として出てこられたと。

3番

その内縁関係に至ってですね、日頃から家庭内暴力を受けていたということを証言するための証言だったかと思うんですけども、それを裏付ける意味で。あるいはその被害者感情という面、そういう意味でもあったと思ますけれども。

司会者

要するにそういうのが法廷で直接に聞いたということが,非常に審理,評議の参考になったということですかね。

3番

心証の部分では、量刑には影響はあったんじゃないかなというふうには思

いますよ、はい。

司会者

それでは6番の方、審理についてですね、御意見、御感想をお願いします。 6番

実は資料を読んだときに、あっと思って、裁判長にお目に掛かれてうれしいです。そのときに御一緒した内容なんですけど、やはりちょっと言わないといけないと思うんですが、内妻の賃貸マンションに石油をまいて、ヒモのような人でしたね、内容としては。

ただ今から火の海にしますという携帯電話を掛けて、そのとおりにやって、 自分も石油を少しかぶっていて、ファミリーレストランに行って自分が酔っ 払ってたから最後までやってないという言葉でしたね。

ところがそのファミリーレストランで,自分の好みのお酒を頼んで好みの メニューを整えて,飲んでるんです。

そしてその後に内妻になるんですが被害者の方に、私は我慢できなくて、 こんなことをされてあなたは別れようとは思わなかったんですか、と質問し ました。そしたらば、「思わなかった。」と言うんですね。

私は、そういう女の人、やさしいと言うんでしょうか、何と言うんでしょ うか、考えられません。

そして最後にその彼に聞いたんですけれど、あなたは、もう1度やり直したいんだと、最後まで言うんですね。ですので、本当にやる気があるのか、ないのか、質問しました。そしたら「あるんだ。」と言いましたね。

とても私は信じられませんでした。それも私が質問したんですけれどね、 私のような年齢の人間にはとてもとても考えられない内容でしたけれど、裁 判長も一緒でしたから、ある程度はしょっちゃって申し訳ありませんが。

司会者

いいえ,とんでもない。

6番

お分かりでしょうか。そんなことまでされて一緒にいるという意味がどこにあるんでしょうか。終わります。

司会者

どうもありがとうございました。3件共通にしてたのは、専門家の証人が それぞれお二人ずつ出たんですかね。3番の方もお二人ですか、2番の方も お二人ですか。専門家の証人。

6番の方も専門家の証人が確か二人出てる事件だったかと思ますけれども。 6番

はい。

司会者

先ほど3番の方はちょっと触れられましたけれども,それぞれ専門家の方が二人出てきて意見を戦わせるという場面があった事件だったようですね。

それについてどういう印象だったのか、判断の難しさとか何かそういうの があったらもう少しちょっと御説明いただければと思います。

3番

正確に言うと3人だったと思うんですけど、実際に司法解剖をした方が検察側で一人、それからまた別の方で検察側から一人で、弁護側から一人の計3人だったかと思います。

印象としては、実際にやられた方とか、検察側の証人の方の方が論理的に 感じました。弁護側の専門家の方は、強引に無実に見えるような部分を強調 して、うそは言ってないけど、限りになく無実に聞こえるようなところを強 調して言われてるように感じましたね。

司会者

最初の方でも出てきたかと思うのですけれども、専門家の方が言われてることなので、そのどちらが正しいと判断するかというのについて、やはり審

理に参加してみれば、どちらの方が論理的であるとか、そういったようなことはおのずから、こう明らかになってきたというような感じなんでしょうか。要するに、判断についてですね、難しいところがなかったか、あるいは専門家証人が対立してる場合にですね、どういうふうな形で証拠調べをすればですね、その判断がしやすいというふうに感じられたかということ、その辺りを伺えればと思ったんですけど。

3番

そうですね。難しいですけど、やっぱり裁判官も含めてみんなその医学に 関する知識とかない状態ですので、どうでしょうね。言ってることを信用す るしかないという感じはありますね。

だから専門家の意見っていうのはやっぱり信ぴょう性が高いと判断する, という前提で聞いてたような気がします。

司会者

専門家の方に御意見を伺うときっていうのは、プレゼンテーションをやって、そういった形での質問だったんでしょうか。それとも最初から質問をしていくとかいう形だったんですかね。

そういった尋問の在り方ですね。プレゼンテーションをして,そして質問 をするという,そういったような形だったんですかね。

3番

そうですね、質問は最後にまとめてやってる形でした。ですから、聞いて るうちに、こう論点がちょっと分からなくなってきたりということはあった かもしれませんね。

やはりその話が難しいので、分かって聞いてる方と分かってないで聞いてる方と、分かってるつもりだけど実際分かってない方とか、そういうケースもあったんではないかなという気はします。

司会者

分かりました。どうもありがとうございます。

申し訳ありません、時間が随分押しておりますので、この辺りで審理につきましてはまず当事者、検察官、弁護人の方がですね、一番やり方について関心おありかなというふうに思いますので検察官、弁護人の方でこの段階で何か御質問があればお伺いしたいと思います。検察官どうぞ。

山根検察官

皆さん、一番最初に裁判の法廷に出て行かれたときには非常に緊張されたと思うんですけれども、最初に検察官が冒頭陳述ということで事件の内容とか、検察官がこれからどういうことやるかっていうことをそこで説明させていただくわけでなんですが、そのときのことって覚えてらっしゃいますか。もし覚えてらしたら、そのときに検察官の言うことがよく分かったかどうか。それから、特にその専門家が何人も出てくるような難しい裁判については何が問題になってるのかということがうまくお伝えできたかどうかという点をお聞かせいただきたいなと。

司会者

これは皆さん全員に、ということですかね。

山根検察官

はいそうです。皆さんに、はい。

司会者

じゃ、2番の方から順番にお願いできますか。

2番

検察官の方が最初に説明されてた内容っていうのは,理解できましたし, 分かりやすく聞かせていただきました。

私の場合は争点が心神喪失状態かどうかっていうことがありましたが、そこも問題点として、そうだったのかどうかっていうのがはっきりしてたので、問題点に関しても理解できて進められたと思います。以上です。

司会者

3番の方お願いします。

3番

はい、最初の説明で概略は理解できたかなと思っております。

ただ一つ言いたかったことは質問の仕方,要するに検察官の方,弁護人も そうなんでしょうけど,人によって質問のスキルが違うなという感じはしま した。

何を聞きたいのかよく分からないというか、もう何て言うんですかね、答 えづらいような聞き方をしたりとか、いう方もいたんで。いろいろと違うん だなという感じは感じました。冒頭の説明は十分よく理解できます。

司会者

どうもありがとうございます。4番の方お願いします。

4番

はい。私もとてもよく理解できることでした。ただ、どうしても争われるべき事実というものをやはり見るわけですが、素人からすれば争われていないところにある事実は見なくて大丈夫なのかなっていうふうに勝手に不安がってるっていう面はあります。

それに関しては恐らく弁護士側から、何かそこについてあれば出るんだろうなと勝手に想像して聞いているわけですけれども、とは言ってもやっぱり、どうしたって、ここのそういうやり方をするの、そうなんだなとは思いつつも、不安がないかっつったら、あるっていうそういった見解です。

司会者

どうもありがとうございます。5番の方、お願いします。

5番

はい。かなり複雑でいろいろ入り組んでて、そして同時進行だったり、い ろいろ、それを図のように分りやすくまとめてくださったので、それに関し ては、何と言うかしら、よく分かりました。

ただ、いろんなお話を伺ってるときに、何か弁護士さんが本当に弁護士さんなのかなっていうふうな、ちょっと疑問を感じた発言がありました。私の中ではね。でもそれは罪を憎まずっていうことではないけれども、やっぱり裁かれる人も人なので、やっぱり大切に扱わなくちゃいけないと私は思いますので、弁護士さんは弁護士さんであってほしい、それはちょっと感じました。

司会者

差し支えなければどういうことをそう感じられたのかと。

5番

最後の量刑のときに、早く終わらせなきゃいけないのかなって、私の頭の中にはあったんですけど、だけど、だから、これでいいのかなっていう感じがまだ私の中ではありました。だから弁護士さんが最後まで弁護してほしかった。いや、そう言ったらその弁護士さんに失礼かもしれない、ただ私が勝手に感じたのかもしれませんけど。

司会者

どうもありがとうございました。6番の方お願いいたします。

6番

はい。私の場合は、まずいきなり画面を見せられまして、もう焼けただれたというか、部屋中焼けこげになって、アルコールをまいて火の海にしたな、ともうすぐに思いましたね。

要は、アルコールの関係、アルコール中毒っていうんですか、せん妄といいますか、そういう難しい言葉が出てきまして、私は女ですしアルコールは飲みませんので、状況がよく分からなかったところが非常に難しかったですね。

要するに、やったことが自分が分からないと言ってるんですよね。ところ

が歩いてって、自分でお店でちゃんと注文して、またそこで飲んでるわけですよね。歩いて行けてるんですよ、そこまでね。自分も石油のにおいがした 洋服を着てるわけです。

で、内妻に今から火の海にするからと告げて、そのとおりに実行して、近 所大騒ぎになって、消防車が来たり。その画面いきなり見たときに、どうし てもこれは完璧にやったな、と。

ところが、先ほども言いましたけれど最後まで「やってない。」と言う。 酔っ払ってたらそういうのが全部分からないんでしょうかね。とてもそうは 思えませんでしたね。

アルコール依存症っていうのがどういうものなのか、勉強するっていって も私もどこでどうしていいのか分かりませんし。

裁判所の事実認定のルールということで冊子を見ましたら、その中に精神 鑑定を十分に尊重して認定すべきであるという項目がこの中に書いてあるん ですけれど、それは私たち素人には計り知れないんですけど。そういう一つ の決まり、やさしさ、そういうものも裁判所にはあるのかな、と。

私なんかはもう、徹底的に許せません。以上です。

司会者

どうもありがとうございました。では7番の方お願いします。

7番

検察官の冒頭陳述は丁寧に述べられていたんで、理解はできました。以上です。

司会者

どうもありがとうございます。よろしいですか。

山根検察官

はい。

司会者

弁護士会の方, どうぞ。

髙﨑弁護士

皆様にお伺いしたいのですが、検察官、あるいは弁護人から配布されたペーパーについて、こういう所が分かりやすかった、こういう所で分かりにくかった、あるいはもっとこうしてほしいという御希望などありましたら、お伺いできればと思います。

司会者

これも全員の方っていうことでよろしいですかね。

髙﨑弁護士

はい。

司会者

じゃ、また2番の方からよろしいでしょうか。

2番

私の場合はこれ、ほかの事件は分からないんですけども、検察官の方の用意した資料はエクセルデータで表みたいな形で1枚でまとめてあったんですね。あるいは、その両面にされたりとか。それは一覧性があって分かりやすかったんですけど、弁護士の方の資料はパワーポイントのページをずっと並べてプレゼンしてるときは、パワーポイントの資料が1枚ずつ表現されるんで分かりやすかったんですけど、資料として配られたときはその1ページずつが全部一覧になって書かれてる状態だったんで、そこは見やすさとしては、何か表とかの形式の方がよかったかもしれないなというところで。プレゼンと、配る資料との違いがそれぞれあったんで、そういう意味で一覧の方が分かりやすかったのと、プレゼンの資料は、プレゼンする用の資料と配る資料っていうのがまた別にまとめられてた方が分かりやすかったかな、っていうところでしたね。以上です。

司会者

3番の方お願いします。

3番

見せ方は多分、検察、弁護人側いろいろあるとは思うんですが多分、それ ぞれのパソコンのスキルによってフォーマットが違うんだと思うんですけれ ども、大事なのは中身なので、その辺はどちらでもよろしいのかなと、中身 が問題だと思います。

司会者

4番の方お願いします。

4番

私も出され方は基本的に2番の方と同じような形でパワーポイントで出されたんですけれども、もうちょっとほしいなっていうのが正直な印象でした。 弁護士の方から出された資料としては。

何かっていうと、結局検察官の方から出された争点に対する一定の弁護する形でのアンサーとしての物が書いてあったわけですが、どうしても判断をする裁判員という立場も人であるわけですから、この、例えば被告人が一体どういう背景でどういう人なんだろうっていうのを、終始こうずっと探っていきたいわけですね。その人の人間性と言うと言い過ぎかもしんないですけど、パーソナリティとか、キャラクターとか、背景にあるものというのを知りたいなと思うんですけど、そこに対する究明というか、答えとしては、何か物足りないな、という印象を感じる資料ではありました。以上です。

司会者

どうもありがとうございました。5番の方お願いいたします。

5番

資料はとてもよく分かりやすく作っていただいたと思います。そして、説明もとても丁寧だったと思います。ですので、ほとんどの方がいろいろ、御自分の中で理解なさって、発言をなさってたような気がします。以上です。

司会者

どうもありがとうございました。6番の方お願いいたます。

6番

検事さんについては、証拠を理論付けるために調べるということは、本当に大変なことなんだな、とつくづく思いました。後、弁護士さんについては、 国選弁護人っていうのもちょっと聞いたことがあって、やらなきゃならない らしいんですけれども、どんな人でも弁護しなきゃならないっていうのは気 の毒だな、と思いましたね。うん。以上です。

司会者

どうもありがとうございました。7番の方お願いいたします。

7番

検察官の資料は豊富に出るんですけども、弁護人の資料っつうのは余りよく出てないんで、それをもう少し、例えば被告人の参考人で出廷したときに、要点をもっとまとめて、まとめた資料を添付されて、そこの中から要点の説明を求めたならば、よりよい被告人の生活状態が分かったような、分かるような、メモを作ってもらいたいなと。以上です。

司会者

どうもありがとうございました。よろしいですか。

髙﨑弁護士

はい。

司会者

ほかはございませんか。

髙﨑弁護士

よろしければもう1点だけ。

司会者

はいどうぞ。

髙﨑弁護士

審理の中で、検察官の方からそれなりの量の供述調書の読み上げが行われたと思いますが、お聞きになっていて、内容はよく理解できたかどうか、そしてその内容が頭に入って、後々まで自分の中で考える材料になったかどうか、この点をお伺いできればと思います。

司会者

これも皆さんということでよろしいですかね。また2番の方からお願いします。

2番

資料の量とは、先ほども述べたんですけど、検察官の用意した物は一覧になってまして、非常に資料としては見やすかったんですけども、やはりそれなりに量があったので、それを全部記憶して理解してっていうのはなかなか難しくて、印象に残ってる部分は残ってて引っ掛かるんですけども、やはりその都度見返して整理しないと、なかなか話が難しいっていうところがありましたので。そうですね。量自体は多かったんで、そういう印象でした。はい。以上です。

司会者

2番の方が今言われたのは、供述調書ということではなくて、それ以外の 資料ということなんでしょうか。それとも供述調書といって、人の話をまと めてそれを朗読して読み上げたもの、これについての。

2番

供述調書ですか。

司会者

ええ。

2番

そうですね、供述調書は長かったですね。なので、その都度メモをして理

解するっていうやり方じゃないと、なかなか難しかったかなっていう印象です。はい。

司会者

どうもありがとうございます。3番の方お願いします。

3番

供述調書を朗読したところがどの部分だったか、ちょっとよく記憶して余りおりません。ただ、被告人がいつ、どこでこんなこと言ってるねっていう話をお互いにやり取りされてるのは、事前に我々聞かされてなくて、例えば警察の取調べではこんなこと言ってたねとか、弁護士さんにこんなこと言ってたねとか、そんなことがいろいろと飛び交ってて、ちょっと信ぴょう性がよく分からなくなったときはありました。

司会者

すいません, その飛び交ってたっていうのは, その法廷の場という意味で すか。

3番

ああ、そうです。

司会者

分かりました。4番の方よろしくお願いします。

4番

どうしてもやっぱり記憶には限界がありますから、それこそ評議の際のことってあんまり詳しく言っちゃいけないんだと思うんですけど、の中で、あれはどこに書いてあったっけって言って裁判員全員でこう、ぺらぺらぺらぺら調書をめくるようなシーンっていうのは、やっぱり何度かあったなという印象は残っています。

多分, きっと4日間の私でさえそうなんですから, きっとほかのもっと長かった方っていうのは, 膨大にそうでしょうし, やっぱそれは情報の検索の

仕方なり、管理の仕方なり、閲覧の仕方なり、そういったことっていうのをもうちょっと効率化、うまくするっていうことは、ひょっとしたら何か仕組みとしてあってもいいのかもしれませんし、あるいはもう一つ思ったのは、特に法廷にいる際なんかに、私たちは何とかそこで起きていることを記憶にとどめよう、とどめようといろいろ見るわけですけど、どうしたって流れてっちゃうんで、記憶するために書きたいわけですよね。だけどあんまり下向いてカリカリカリカリ書いてって、それはまたそれで違うよなって思いますし。

何かあそこで起きた出来事っていうのも、しっかり振り返れるような仕組 みがあったりすると、またそれも一つ考えていくための材料になるのかなと いう気もします。はい。以上です。

司会者

どうもありがとうございました。5番の方お願いします。

5番

私はいただいた資料を本当におっしゃるとおりで。いろんな事例,犯罪の事例が証拠として時系列で一応並べるような形でずっとこうあるんですけれども,そして性犯罪ですので似通った形であって,でも,後から年齢とかそういうものを自分の中でもちろん整理をしましたし,確かその後もちょっと分かりやすいような形の何か資料も頂戴したような気がします。ですので,分かりにくくはなかったです。ただ,頭の中で理解するのと,何か心の内で理解するのと,そこのギャップがかなりあったもので,何度も何度も,本当に何度も何度も皆さん,どの人も,もうあれはどうだったかしらって,おっしゃるとおり,ひっくり返してひっくり返して,何度も何度も,そういう形でいろいろ皆さん意見を述べられていたような気がします。

司会者

どうもありがとうございました。6番の方お願いします。

6番

はい。調書については分かりました。丁々発止と言いましょうか、とにかくすぐに立ち上がって反論したり、一生懸命さが非常に私は伝わりました。 はい。以上です。

司会者

はい、7番の方お願いします。

7番

私の裁判員裁判の場合は、もう検察官、弁護人とも、事件について争わないと、要するに量刑だけの事件だったと思うんですけれども、そうすると今度やはり検察官から出された供述にしろ、何しろはよく覚えております。以上です。

司会者

はい, どうもありがとうございました。裁判所の方から何かありますか。 深見裁判官

今のことについてですか、調書について。

司会者

いえ、だけじゃなくて審理についてです。

深見裁判官

審理についてですか。そうですね。審理そのものとはちょっとずれちゃうかもしれませんけど、先ほど休廷の取り方とか、リセットの仕方とかそこら辺をもう少し工夫したらよろしいというふうな御意見がございましたけど、例えばどのようなことがあればいいか、ぜひ教えていただきたいなと思ってお聞きしたんですけれども。教えていただけますか。

司会者

4番の方、どうぞ。

4番

かなり主観まじっちゃうかもしんないんで、分かんないですけど、やっぱり単純に私は外に出たかったです。外に出て少し新鮮な空気を吸ってとか、何かそういうことがしたくて、でもできないから、割とロビーを徘徊するとか、そういうふうにして少し気持ちを何とか切り替えて、やっぱり深刻に考えれば考えるほど当然、評議なんかするときに自分の意見に自信を持って言えるわけもなく、あるわけですから、やっぱりそういうところぐらいは何とかできないかなっていう。難しいのはもちろんあると思うんですけど、いろいろと。そういうふうなことを思ってました。

深見裁判官

例えばお昼休みの時間なんですけども,各合議体によって少し違うのかも しれないんですが,どのくらいの時間まとまった,まとまった休みを取るの はお昼休みしかありえないので,どのくらいの時間があった方がよろしいん でしょうかね。

4番

恐らく時間の問題というよりかは、私個人でいえば自由度というか、例えばですけど、いろいろな資料というのもあの場で見るわけですが、それだけじゃなくて、ちょっと例えばロビーだとか、別の所でもう1回見返すとかっていうことができてもよかったのかもしれないですし、我々例えば社会で会議とかするときなんかも、いろんな形のスタイルで今会議って行ってると思いますし、何て言うんだろう。ブレイクも取ったりとか、もうちょっと結構臨機応変にやってるところっていっぱいあると思うんですね。そういったものがあると、何だか私としてはやりやすいなって思ったっていう、そういうことです。

6番

続いてよろしいでしょうか。私は毎日外へ出ましたけど。そして隣のビル が南極の関係のビルでしたね。南極館でしたよ。

司会者

そうですね。

6番

ペンギンとかね、そういう生態とか、そういうのも見たり、このビルの周りをぐるっと一周したり、とにかく足に血栓ができたら冗談じゃありませんから、年齢的に。必ず行きました。快適でしたよ。

4番

それは、私も見習えばよかったかもしれないですね。

6番

以上です。

司会者

よろしいですか。

深見裁判官

はい。

司会者

次、評議に入らせていただきます。どのような雰囲気だったか、話しやすい雰囲気だったかとか、自分の意見を十分に言えたかどうか、話しやすくするためにはですね、進行なんかについて、このような工夫があった方がいいのではないかとか、そういったような御意見があったら、またちょっと順番に伺わせていただきましょうか。

2番の方からお願いできますでしょうか。

2番

評議については、非常に順番に1番から6番までの裁判員で非常に意見を順番に言えましたし、その辺の進行っていうのもちゃんとしっかりしてもらったので問題なかったと思います。

ちょっと気になったのは、分かりやすい裁判を目指すのでメモとかはしな

くても分かるようにしてますんで大丈夫ですっていう話あったんですけど、 先ほどの審理についての話もそうなんですけど、審理のときは裁判員の方は みんなすごいメモを取ってましたし、評議についてもそのメモを見ながら、 みんなでこういうのがあったよねっていうふうに確認しながらやってたんで、 そこはやっぱりどうしてもメモとか、しっかり頭に入れるような作業ってい うのが裁判員にとっても必要だったなっていう印象です。以上です。

司会者

どうもありがとうございました。3番の方お願いします。

3番

評議につきましては、非常に裁判長がですね、気を使っていただいてたんだと思うんですけれども、やはり我々に話しやすい雰囲気というのを非常に作っていただいてたかと思います。

多分裁判長,裁判官の方がですね,私はこう思うんだけどっていうことを 先に言っちゃうとですね,我々どうしても引っ張られてしまう面があるんで すが,我々の方から先に意見を求められる。やっぱり発言したがる方,した がらない方分かれちゃうんですけども,したがらない方にもどうですかって いうことで,最後必ず一言を求められたりですとかね,そういう配慮して大 変行き届いてたというふうに印象を持っております。

司会者

どうもありがとうございました。4番の方お願いします。

4番

別にフォローでも何でもなく、評議のときの雰囲気っていうのはとてもやはり配慮いただいて、話しやすい形だったと思うんですね。ただ、ちょっと付け加えると、やはり私の場合は事実を争うものではなくて、その量刑というか、争うものでしたし、内容として被告人の方がそれこそ涙を流して反省を言われてるようなシーンなんかも見たりしていく中で、その部分を実際の

評議で結論を出すのにどのくらい考慮するのかどうなのかっていうのが、す ごく難しいなっていうふうに、率直に言って感じたところなんですね。

もう一つ付け加えて言うと、つながってくるところで言えば、やはり裁判 員の方の背景というのを私たちはみんな最初知らないで余り不用意に知っち ゃいけないんだろうなと思って関わっていくわけですが、今日お話くださっ てる方もやはりそうだと思うんですけど、皆さん自分自身の人生とどっかで 重ねながら、その量刑も含めて考えてらっしゃるんだと、やはり思いますし、 そう感じました。

だけどその一方で、その方がどうしてそういうふうに感じて例えばもっと軽くていいんじゃないかとか、もっと重くていいんじゃないかとかっていううふうな御意見を出されてるのかっていうところは、何か半分分かったようで分からないわけですよ。なぜならば、その方が一体どういう方なのか知らないから。だから、その何か気持ち悪い感じというか、知ってるようで知らない人たち。だけどすごく何日も関わってる人たちっていう、雰囲気っていうのはやっぱり最後まであって、そこは何かこう、釈然としないって言うと言い過ぎですけど、気持ちよくないという部分というのはありました。

でも分かってはいます。その一方でそれをお互いに知るということがいい ことだとは必ずしも思わないんですけど。もうちょっと何か工夫してうまく できる方法はないのかな、なんていうことを考えたりもしました。

また、もう一つ。これはそれてしまうかもしれないですけど、やはりどう 考えてもそういう反省の言葉を述べられた方に出した結論が果たして正しか ったのか、正しくなかったのかなんていうことは、その時点で誰しも分かり 得るわけがないことだと思うんですね。私たち裁判員という仕組みが生まれ たことの意味って何だろうって考えたときに、その方ともう、ある意味では 他人ではあっても、関わり合いを持ってしまったわけですから、その方がそ の後どうなっていくのかって気にならないわけはなくて、多かれ少なかれみ んな何がしか気にされてるんだと思うんです、裁判員の方って。その裁判が 終わった後も。

私はこういうふうに気になって、事件としては争いとしては終わってしま ったかもしれないけれども、あなたという被告人であったりとか、被害者だ ったり何だりとかっていう人に対して、気持ちというか、思いというか、疑 問というか、そういうそれぞれの方のものっていうのを持ってるんだよって いうことを、一つを伝えるっていうことって意味があるのかもしれないなと か、もう一つは、そういうふうに思って、一つの事件というもの、一つの出 来事というものに対して、人が関わろうとしているということを、その裁判 を取り仕切っていた裁判官の方々にもやっぱり知ってもらうっていうことが、 それがどういう仕組みなのか分かんないですけど、何かとても重要な気がし ています。それでもって最終的に,そういういろんな人があなたのことを気 にしているよといって、被告人が刑を終えて出たときに、最終的にどういう 次のステップを歩むのかっていうことでしか、だって結論なんか分かんない っす、っていうのが、やっぱり自分なんかが思うことで。そこまでに一体私 たちは、裁判っていうことだけでなく、それを超えたところでも、どういう ふうにして関わって気になってるよっていうメッセージなり、思いなり、何 なりを伝えられるか、どうかっていうのは何かあるのかな。ちょっとそれま したけど。

司会者

貴重な御意見どうもありがとうございます。5番の方お願いします。

5番

評議に関して、私なんかはもう1度評議を一緒にこう、やった方に、もちろん裁判長さんや裁判官の方が本当に、何て言うのかしら。私たちのね、意見をいろいろ引き出してくださってありがたかったなって、自分でこんなふうに思うんだっていう部分もありました。だから、そういうものを引き出し

ていただいたっていうのが、ありがたかったと思っています。

その評議をした方が今, 私と同じようにまたいろいろ考えていらっしゃる のかなとも思います。

それから、この評議なんですけれども、結局今まで私はよくは分かりませんが、前例がないから、前例がないから、前例がこうだったからこうする、こう判決する、これが前例があれだからこういうふうに今までこうだったからこういう判決にするっていう、それに縛られてらしたのを時代に即して変えていこうという、この裁判員裁判ってそうなのかしらって、今そう感じています。

だから、この裁判員裁判を例えば活かしていくっていった場合はその、何て言うのかしら。裁判員裁判の中で、多くの評議をした一般のね、よく分からない、私のような者もよく分かっていないけれども、やっぱりその時代に即したこととか、後それから、やはりこの社会にとても大切なものって何かしらっていうことを改めて私は考えました。

ですので、できたらばその、よりよい裁判員裁判ではなく、それ以上によりよい社会を作っていくような何かこう、私の場合は性犯罪、さっきと同じ、だぶりますけれども、そういう方向に、弱い者をみんなで守っていこうっていうような法律ができたらいいなって、本当に心から思っています。

本当に大切な物を大切にしたいっていう, そういうふうに改めて私は感じました。以上です。

司会者

どうもありがとうございました。では6番の方,評議についてよろしくお願いいたします。

6番

私はやはり高年齢ですので、まず思うことは新しく裁判のお手紙をもらったら年齢的に断る人がほとんどではないかなと思っているんですね。

それで、それではしょうがないんですよね。やはりそれなりの人生経験とか、役に立つと思いますよ。

なので、そういうシステムがここにあるかどうかをお伺いしたいんですけども。1回経験した私などが、近くにお手紙をもらった方がいた場合、その人にアドバイスというか経験者として、内容はもちろん言えませんけどね、そういう細かいところのここまで来る道順であるとか、いろんなことがあると思いますが、近くですからその人にサポートするという、ここで調べれば私の近くの誰であるということは分かるわけですからね、そういうふうにしていけば底辺が広がっていくし、安心して私もできるんだなと思って裁判所に来てくれると思うんですよ。

だからそういう位置付けと言いますか、そういうものがこの裁判所の中に 考えがあるんでしょうか。

司会者

裁判所としてもですね、できるだけ皆さんに参加していただきたい環境作りというのをいろいろと考えてるとは思うのですけれどもね、それで今具体的に今おっしゃられたことがどうかと言われると、ちょっとただちにどうなのかは分かりませんけれども。ただ、いろいろとそういった形では考えていきたい、いろいろですね、参加しやすい環境っていうのを考えていきたいというふうには常々思ってるところではございます。

6番

例えば裁判所にこうやって来ているんだということは、周りの人に言って いいわけですよね。その内容のどうこうっていうのは言わないけれども。

司会者

要するに、裁判員裁判が終わった後にですね、話される分には特に構わないですよね。

6番

こういう裁判所に私は来たことがあると、いうことは言っていいわけですよね。

司会者

はい、はい。それは構わないです。

6番

そうすると近所の人たちが、近所って言っても3、4、5丁目とかね、そのぐらいのスケールで行ってるんだっていうことが分かった場合、その近くにお手紙をもらった人が、私がそういうふうに少しでもお役に立てれば、話せるということですごく気が楽になるんですよ。

ああ、私も行ってみようと。ましてこの年になりますと要するに引っ込み 思案になりますよね。

もうできないってはなっから思っちゃうんですよ。ええ。だけどそういう 人の意見もやはり大切だと思うので。健康な人がいて、来れる人はいっぱい いると思います。うん。

だからその辺をね、そういう何て言うんでしょうね。底辺の方だけれども 経験者がここにいますよ、ここに行ったらちょっと伺えられますよっていう ぐらいまで言っちゃっていいのかどうか、そういう位置付けをね、考えてい らっしゃるのかどうかなんですね。

司会者

その制度的なことについては、ちょっと何とも申し上げられないんですけど、参加された方がその後にですね、事件が終わられた後にこういった何かの機会にですね、こういったことであって参加するのはいいことだ、というふうに伝えていただくというのは非常にいいことなのではないかな、というふうには思いますけれども、それが制度的に皆さんにそういった形で制度になるかどうかとなると、それはまたね、それをシステムとしてね、そういった形になるかというのはまたちょっと別問題だろうかとは思いますけれども。

参加された方がよかった、というふうに言っていただける方がいいかなと いうふうに思いますけれどもね。

6番

その連携させるところまでは、まだ考えてないということですね。

司会者

私が今そのシステムについてまでちょっとお答えできる立場にないので。 ただそんなお話をされるというのはね、終わられた後でですね、よろしいん じゃないかなというふうに思います。

6番

私今度行くのよっていう人がいたら、あらそう、じゃこうよっていう話にはなるけれどもね、その人はすぐお手紙もらっただけでは、もうとにかくもう年だし、冗談じゃないって、もうこうなると思うんですよ、ほとんど。80過ぎたらそうですよ。うん。

来るっていうことが不可能だと思っちゃってると思うんですね。ああ。そ うですか。分かりました。

司会者

すいません。どうもありがとうございます。7番の方お願いします。

7番

評議についてなんですけども、私たちが関わった裁判では、裁判長がこと 細かくそのとき、そのときの、そのときそのときの論点を分かりやすい言葉 で言ってくれてたんで、気軽に自分の思っていることを言えて。そのとき、裁判長も裁判官もいわゆる、いやこれはこうですよ、ああですよって言って くれてフォローしてくれたんで、大変助かりました。

司会者

どうもありがとうございます。評議に関して何か関係者の方,質問等ございますか。

髙崎弁護士

評議をしながら皆様がそれぞれの担当された事件についての、結論にたどり着くまでの中で、審理の終わりに検察官や弁護人が述べた意見、例えば懲役何年が相当というようなズバリの部分もそうですし、あるいはその根拠として挙げたようなことも含めてですね、検察官や弁護人が言った意見というのがどの程度考えていく上での縛りになったかというか、どの程度その頭の中に引っ掛かって考えていかれたかというのを差し支えない範囲で伺えればと思います。

司会者

これ皆さんにということですか。

髙﨑弁護士

はい。

司会者

じゃ, どうぞ。2番の方から, またすいません。

2番

そうですね、実際その最終的な結論を出すに当たっては、かなり弁護士の 方と検察官の方の意見っていうのは頭に残っていましたし、ただ、かなりの 範囲頭に残って考える材料にはなったんですけど、実際にはその法廷の中で 関係者の方々の発言とか、質問の受け答えとか、そういったところの、証拠 であるとか、そういうことの総合面で考えてましたので比率としては全体の 中での位置付けっていう意味では、ほとんどがその裁判官の方と弁護士の方 の意見だけっていうところではなくて、比率としてはほどよいところだって いうことですかね、やっぱ。全体を含めて検討したっていうふうに最後はな ったっていう感じですかね。はい、以上です。

司会者

3番の方,お願いします。

3番

弁護側の方っていうのはできるだけ無罪になるような証拠、論点に話を持っていこうと思われると思うんで、それにどれだけ気持ちの中で引っ掛かるかというのは、ケースバイケースだと思いますけども。

後それと別に、審理があって大体1日が終わって、別な日にまた評議っていう形で我々取ったんですけども、評議の段階になってもう1回あれ質問したかったな、とかって後から出てきたりすることがよくありまして。

もう質問できない状況になってから後から聞きたかったなっていうことが ありましたので。審理と評議を混ぜながらこうやっていったら、少しよかっ たのかなというふうには感想としては思いました。

司会者

4番の方お願いします。

4番

結論から言えばそんなに縛られなかったです。というのは、やはり事実を 争わない裁判でしたから、単純に被告人の人間性というところをどう見るか、 あるいは見た上でそれをどう結論に反映させるのか、させないのかっていう ところだと思うんですけど。

正直言うとそこに関しては、やはり先ほども言いましたけど、弁護士側から出てきた資料の中でもまだ足りないなって思うことがいっぱいありましたし、こちらの質問っていうのも所詮、素人がする質問ですから、情報としては言わば点に過ぎないわけですよ。人を知る上での情報としてはものすごく不十分になってしまわざるを得ないんで、どっちかって言うとそこをもっと知れればよかったなと思いますし、そこに関する情報があったら、結構逆にそこにすごい縛られたのかもしれないですね。はい。以上です。

司会者

どうもありがとうございました。5番の方お願いします。

5番

もちろんその何て言うのかしら、最後のね、いろいろおっしゃってることと求刑、確かに量刑どういうふうになるのかしらって、自分の中で本当に分からないままずっと来ました。

そして、やっぱり人間って多面体であるっていうことで、そのおっしゃる とおり一方向だけ、人間を知るっていうことで一方向だけでもちろん判断を 下さなくちゃいけないのかなっていうのも、もちろんありました。

ですので、さきほどちょっと弁護士さんにもし、あれだったら、本当に弁護士さんが人として見てたら、私もちょっとはっきりしたその言葉は忘れてしまいましたけれども、私の中に、やっぱり弁護するっていうことがぶれないで弁護してほしいって、すごくそれ感じました。

人間って、いい所もあれば悪い所もあるっていう、それでその、この性犯罪っていう、その犯罪っていうのが、その人の一部なのか、その全人格の中のどのような位置を占めているのかっていう、私の中にはもう、私よりかは被害者のそのこれからの人生を、そうですね。だから弁護士さんは弁護士さんであってほしいっていうのが。それを何かちょっと、時間で結論を出さなくちゃいけないっていう、時間に縛られてるところもあるのかもしれませんけれども。

何かその、もう検察官の方はもう何て言うのかしら、おっしゃってることはものすごくよく分かりますし、私も同じでしたから。気持ちはね、気持ちは同じでしたし頭の中ではそうだろうと思います。だけどその、弁護士さんは最後まで弁護をちゃんと、ぶれないでやってほしいって。決してそのときの弁護士さんが特別だとは思わないし。特別そういうふうにだと思いませんけれども。やっぱり人を人として最後まで弁護してほしいっていうふうに感じました。それだけです。以上です。

司会者

どうもありがとうございました。6番の方お願いいたします。

6番

あれは何でしょうね。テレビって言うんですか。例えばこの事件と似たような事件はこのぐらいですっていうのを見せられました。何年,何年っていう審議の結果ね。刑がね,この場合大体こういうのは,こういう何年ですよっていうのを見せられました。うん。

それで最後にまたみんなで、じゃ本当に何年にするのかということになりまして、私はそれはあんまり、ちょっと参考にしませんでした。あくまでぶれないでやったつもりです。

そして最後にじゃ、っていうことになったわけですけどね、ええ。ちょっとあれは誘導かな、とか。そういうふうになる人もいるのかな、とそう思いましたね。はい。終わります。

司会者

はい、どうもありがとうございました。7番の方お願いします。

7番

裁判っちゅうのはやはり何も知らない人間が6人集まって量刑を決めるっていうのは、なかなかそれに携わった人でないとなかなかもう重たい時間だったと思います。やはり、決めることは、その時間帯っていうのが、一番やってる間で重たい空気でした。

やはり、それはもうやった人でないと、そこに携わった人でないと、やはり裁判長なり裁判官は、これ、裁判員裁判になる前は、自分たちのいろんな言葉でやれるけども、1回1回私たちに分かるようにかみ砕いて説明していたのがよかったと思います。

司会者

どうもありがとうございます。

次は守秘義務ということなんですけれども、守秘義務が今回のこの会でも

守秘義務ということで申し訳ないんですけども、申し上げましたけれども。 守秘義務については皆様が参加された裁判の際にも裁判官の方から御説明申 し上げてると思いますけれども、守秘義務が課せられているということ、あ るいはその負担等について率直な御意見を伺えたらと思います。これもまた 2番の方から伺ってよろしいでしょうか。

2番

守秘義務に関しては、裁判員になること自体が特殊なことなので精神的に 負担と言えば負担にある程度はなってくるんですね。にもかかわらず、それ は余り人に言えないっていう状態になるので、裁判員自体っていうのもなっ てるっていうこと自体も言えないですし、その辺りで事件の内容とか具体的 なことっていうのも言えないことが多い。それ自体も本当に負担に感じるか って言ったら感じるんですけど、でも制度上やはり必要であって仕方がない ことだと思いますので、これは仕方がないなっていうふうに感じます。以上 です。

司会者

どうもありがとうございます。負担だけれども仕方がないと。じゃあ3番の方お願いします。

3番

冒頭にもお話しましたけれども、思ったほど厳しくないなというのが守秘義務に関する印象でした。法廷の中で話された内容に関しては、これはオープンな情報ですので守秘義務ではない、というふうに最初に説明を受けました。評議の内容については言わないでくださいと。そういう趣旨でしたし、最後に判決文っていうのも一応コピーなども持ち帰っていいよっていうことで1部最後にいただいたりですね、例えば会社の人にこんな結果になりましたというような、その程度の説明はして構いません、ということを言われましたので、比較的思ったほど負担ではなかったというのが私の印象です。

司会者

どうもありがとうございました。じゃあ4番の方お願いします。

4番

私も結論から言えば、そんな守秘義務というものを負担に感じるということはなかったです。期間がトータルすると4日間という形で比較的と言ったらいいんですかね、ほかの方と比べると短期間でっていうこともあるのかもしれませんけれども、単純に私だって働いていればお客様に関する情報はやはり守秘義務はありますし、誰だってその仕事の中で守秘義務っていうのは持ってると思うんですね。性質が違うっていうところはあるかもしれないですけど、その意味ではそんなに負担というふうにはまず感じないということが大きかったです。

裁判員になってたということ自体に関しては、まあ必要な所に言うってい うこと以上に別に言うっていうことを気を付ければいいっていうのはそんな に負担感ではなかったかな、というふうに率直に感じています。

どっちかというと多分私たちが出した一つの答えというか、結論というのが妥当であったのか否か、何ていうのはやっぱりもやもやするわけで、そっちの方が何か精神的な負担っていうのは確かに負担感は大きいことのような気がします。以上です。

司会者

どうもありがとうございました。じゃあ5番の方お願いします。

5番

今おっしゃったとおりで、言っていいこと、悪いこと。ごく一般常識でまた会社とかもちろん社会の中で守秘義務っていうのは今とっても大切にされてる部分であって、だから負担感っていうのはむしろ私もなかったし、当たり前だと思いました。以上です。

司会者

どうもありがとうございます。じゃあ6番の方お願いします。

6番

守秘義務で5万円っていうのが私頭にあるんですけど、5万円払うのは冗談じゃありませんから、そんなことは考えませんでしたが、裁判中に私の隣にいた方がお若い方でした。その方が夜、何か夢を見たりしてよく寝られないと、そういうことを言ってらっしゃいましたね。名前も住所も分りませんからね、あれですけどね。女としてはそのぐらいだったら普通かなと、これははっきり思います。私はもう男だと思いますから。80過ぎますとそうなります。

それとお伺いしたいのは、夫婦でいますよね。主人にどのぐらいまで話していいんでしょうか。そこまで一生これをしょっていくっていうのは、やはり苦し過ぎますよ、女にとっては。だから主人にどの程度まで、5万円に引っ掛からないで、どうですか。

司会者

家族でも、というふうな形にはなってると思うのですけれども、まあ御夫婦の在り方はいろいろとあるのではなかろうかというふうにしか、ちょっとじゃないでしょうか。

6番

例えばね、最初に主人が本当に裁判所に私が行くのか、行かないのか、付いてきたんですよ。そしてこのビルに私が入るのを見て、「ああ、本当だお前は役に立つのか。」って言って帰ったんです。その主人に何にも言えない、分りませんっていうのはちょっとどうかと思うので、内容は言ってませんよ、5万円出るからね。だけどねえ、1週間以上うちを空けてほっぽらかして、出てきてるんですから、やっぱり何かそこにぎりぎりになって5時過ぎちゃって裏口から出されたこともあるんですよ。だからね、全くそういう意味では半分お笑い話ですけど。

司会者

何ともどこまで、というようなことは申し上げにくいことなので、やっぱり先ほど申し上げたようにそれぞれの夫婦の方の在り方というのはやっぱりあるのではなかろうかというふうには思いますので、そこのところで判断していただくとしかないんじゃないでしょうか。すいません。

6番

はい,以上です。

司会者

じゃあ7番の方、お願いします。

7番

日常生活を送ってる以上は、どなたにも守秘義務っていうのは付いて回る と思います。裁判員裁判になったからって、負担に感じることはなかったで す。以上です。

司会者

どうもありがとうございました。

それではですね、最後になりますけれども、裁判員経験者の皆様に今後の裁判員裁判等に対して御意見等ございましたら、要するにこういうふうに改めればいいのではないかとか、改善すべき点、問題点、望むところですね、そういったところを御意見述べていただければと、いうふうに思います。また2番の方からよろしいでしょうか。

2番

そうですね、裁判員制度そのものに対して裁判員に選ばれてないときの印象と裁判員になってからの印象っていうのが大分異なってるので、まだなっていない人に対して、社会のメリット、社会としてのメリットがあるとか、みんなで考えて公平に判断するって意味があるっていうことは言われてるとは思うんですけども、実際になった後に、御本人の方にどういう影響を与え

るかとか、その辺の例えば今後の人生において裁判員を経験をした場合は、 こういったふうに考え方が変わるとか、より社会の事件等に対するしっかり とした目を持つことができるとか、その辺の何か指南みたいなところもある といいのかな、というふうに思いました。以上です。

司会者

どうもありがとうございます。じゃあ3番の方お願いします。

3番

やはりなかなか人を裁く立場になるという経験というのはなかなかできないことですので、できるだけたくさんの人に経験していただくのがよろしいのかなというふうに思います。人を裁く立場に立つとですね、裁かれるというのはこういうことなのか、というのも身をもって体感するわけで、よく裁判員の仲間うちで、「次はお前、あそこにいないように気を付けろよ。」何て話もするんですけども、そういう意味で一つの裁判を経験できたっていうのは非常によかったなって思ってます。

一つ御提案を強いて言うんであれば、選任の手続から実際に裁判が行われるまでの日にちがほとんどないんですね。実は私、会社経営者なんですけど、自分はある程度自由に時間を作れる立場なのでいいんですけども、例えば従業員の人が選任手続に行かなければならないとなったときにですね、この先2週間とか1か月とかもしかしたら来週から会社に来れないかもしれませんという形になると思うんですね。でも行ってみてもし選ばれないとですね、やっぱり会社来ます、というふうになるわけですね。1か月休むのか、休まないのかが直前になるまで分からないというのはやっぱり予定がなかなか立てづらいということなんですね。企業側の立場からするとですね、来週から来るか、来ないか分らない人のためにその補充をするのか、しないのかとかですね、そういった部分がありますので、例えば1週間とか2週間とか少し選任から実際の裁判まで少し時間の余裕があると、比較的出やすいのではな

いかな、というのが一つ感じました。以上です。

司会者

どうもありがとうございます。そこは参考にさせていただきます。 じゃあ 4番の方お願いします。

4番

全体の感想ともかぶってきますけど、その審理や評議の流れなんかも通して、やはり改めて感じるのは結局、裁判官もそうですし、弁護士の方もそうですし、検察官の方もそうですし、普段縁遠い方ではありますけれども、やはり人であり、結局人が人を裁くということであることには何ら変わりはないというふうに、やっぱり全体としては思うんですね。そういう意味ではこの社会を守るというか、支えるというか、という意味では結局誰かが裁かなければいけないというのは宿命としてあるわけですよね。そう考えると本来の意味で言えば、裁判員を体験する前と後とで印象が違うっていうこと自体がひょっとしたら行動の在り方も含めて何か、そういうものじゃなかったはずだよねっていうことなのかもしれないな、っていうふうに思うことが一つです。だからつまり人を裁くっていうことは、別に特別なある限られた聖職の人のやることではなくて、人としてやらざるを得ない宿命を背負っているものなんだという理解をどういうふうに広げるかという問題が根本的に一つあるんだろうな、と。

それから加えてもう一つ、でもそうは言ったってって、いろいろ思うこともあってですね、その中で提案も含めて思うのは、要するに恐らく被害者の方も、あるいは加害者の方も社会の中で孤立した状態の中でその事件に至った、あるいは事件を犯してしまった後に孤立した状態に在り続けるというふうなことってのはあると思うんですね。その孤立というのを根本的に一つの社会の中での弱者というか弱い部分というか、だと思うんです。それを支える仕組みの一助として裁判員制度というものをうまく活用して、その孤立し

ている方々にみんなが関与したよっていう、みんなで気を使ってるって言うか、何て言うんだろ。みんなで気にしてるよっていう感じをどういうふうにその裁判員制度というものとセットにして仕組み化し、それを一つのイメージというか物にしていくかっていうことがすごく大事なのかなと。その中で例えばですけど、ひょっとしたら裁判員の方で本当にいろいろ考えた結果として一つの答えを出した方が、その刑期を、今刑に服している被告人というか、方に対して何か手紙を出すとか、その手紙を出すときに裁判所が検閲ではないですけれども、チェックして、裁判員の方つまり素人の方と言うか、普通の方がどういうふうに思ってあの審理にいたのかっていうことをもっともっと知っていただくだとか、何かそういうふうにしてコミュニケーションを何かもうちょっと気楽に取れる仕組みというか、みたいなものがあると何かまた違うのかななんていう気も私はしました。はい、以上です。

司会者

5番

どうも本当にありがとうございました。それでは5番の方お願いします。

今ね,4番さんがおっしゃったこともすごく感じます。裁判員裁判が何で,何て言うのかしら,あるって言ったら,そこを今まではテレビで犯罪,いろんな殺人事件とかそういうニュース今も流れてますよね。何か日本列島犯罪者のお知り合いが一杯いるような,そんな何か他人事で見てました。それをこの裁判員裁判をやらせていただいて,他人事じゃないんだなっていうのはすごく感じました。それと,犯罪者をなくしておくような何かね,ストッパーになるようなね,何か私のような頭では分らないんですけれども,裁判員裁判の例えばこれから経験する方は,きっとやっぱり違った視点で人を見るようになるんじゃないかしら。私も多面体で人を見るべきだなって裁判員裁判やった後,自分で感じました。犯罪は犯罪,いけないことはいけない。だけど,人を人として見る。後それから,これから私が例えば何かあって誰か,

今までももちろんそうですけど、声を掛ける。何でもないことで人に声を掛けるとか「どうなさいました。」とかちょっとおかしいなって挙動不審だなって思う人には「どんな御用ですか。」って声を掛けるとか、何か昔日本にあった隣組じゃないですけど、そういうあれが今かなり薄いかなって。だから人間、本当に孤立しちゃったり、ちょっとおかしくなりそうな人を括って引っ張ってあげるとか、そういうことができるといいなって今、私にできるかどうか分かりません。でも、そういうできることが一つでもあったらいいなって思ってます。以上です。

司会者

どうもありがとうございました。じゃあ6番の方お願いします。

6番

私は年齢的にも思うんですけれど、ここで得た経験。このすばらしいことを何としても皆さんのお役にもう1度立ちたい。一助になりたい。それは先ほど申しましたように、今度なさる方のために何か位置付けなんですけどね、そういう助けをしたいな。「裁判所はこういう所だよ、こういうためになるよ、勉強になるよ、だから年だからって引っ込まないで絶対に行ってね。」これが言えるような一助になりたい。とにかくそういう意見があったっていうことを是非上の方に、えらい人に立ち上げてください。お願いします。切望いたします。よろしくどうぞ。終わります。

司会者

どうもありがとうございました。じゃあ7番の方お願いします。

7番

議論はほとんど出尽くしたと思うんですけれども、裁判員裁判に選任されてから本裁判に出てくるまでに、私は比較的自由に出てこれたんですけども、中にはやはり急に用事が入って何かするときに、その段取りにチェンジするときに任せて出てこなきゃいけないっていう人も、私のときにいたんですけ

ども、選任されてからやはり1か月くらい間を置けば、次の人にこの仕事は こういう段取りだからいなくても、バトンタッチをして、また戻ってきてス ムーズに仕事に就けるような時間を設けてほしいなと思います。以上です。

司会者

どうもありがとうございました。ここの中での裁判員の皆様から御意見を 伺うのはこれまでということにしたいとは思いますけど、最後にどうしても こういった点について聞いておきたいというのは、関係者、裁判所、検察官、 弁護士会の方おられますか。よろしいですか。

じゃあそれではですね,時間押してますけれども,報道関係の方から御質 問があれば,受けたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

A社

用意していた質問のうち、大分出てしまっているので幹事社としては一つ だけ質問させていただきたいと思います。

こちらも重複している部分もあるかもしれないんですが,裁判員を経験した上で現行制度への要望について改めて日程の問題も含めて,全員にこれだけお聞きしたいと思います。すいませんよろしくお願いします。

司会者

はい、分りました。今裁判員を経験した上での現在の制度についての要望、 日程等も含めましていろんな点であると思いますけれども、要望を改めてお 伺いしたいということでございます。じゃあまた2番の方からよろしくお願 いいたします。

2番

要望としては、裁判員になることの意義っていうものをもっと伝えてほしいっていうことと、後は私は会社に「裁判員に選ばれた。」っていう話をしたときに会社の中でよくよく検討したところ、会社の弁護士の方とかと相談したところ、協力するべきものなんだと、国に対して協力するべきものなん

で裁判員に選ばれた時点で行くべきものなんだっていう方針を会社が出してたことに会社は気付いて、「行くな。」って言ってたにも関わらず、それは弁護士の方と相談して見付けて、やっぱり会社として社会に協力するという意味でも行かせなきゃいけないんだっていう話になって、初めて「じゃあ行ってこい。」って話になったんですね。私自身業務があったんですけど、裁判員っていう制度そのものに対していろいろ考えたいと思ってたし、選ばれたからには意義があると思ったので行きたいと思ったんですけど。そういう形でスタートの時点で会社の理解が得られなかったって意味では裁判員の制度で、社会的に良くなるとかそういうことも大事だと思うんですけども、もうちょっと企業側への理解とかそういうところがもっと必要になってくるんじゃないかなっていうふうには思いました。以上です。

司会者

どうもありがとうございました。じゃあ3番の方お願いします。

3番

今2番の方がおっしゃられたとおりで、私が経営者側の立場からすると、周りの経営者に聞いてもまだ裁判員に選ばれた社員がいるっていうことを経験した方って一人も今まで私の周りにいなくてですね、まだ制度が始まって3年ぐらいなので、そういうことなんだと思いますけれども、これからですね、やはり毎年毎年経験者っていうのが増えていくと思います。その中で実務的な問題点っていうのが多分いろいろ出てくるんだと思います。その特に仕事をされている方が裁判員になるというのが非常に制約が多いと思います。そうするとやはり裁判員の構成としてですね、やっぱりいろんな老若男女いろんな世代のいろんな方が入られるのがやはり公正な裁判を行うには非常に大事なことだと思いますので、働き盛りの男性がすっぽり抜けた状態で裁判が行われるというのは余りよろしくないんだと思います。そういう意味で言うと、出やすい仕組み作りというのを考えるということが一つ大事なことで

あって、先ほど申し上げたようにですね、選任から実際の裁判までが時間が もう1日とか2日しかないとなると、なかなか辞退されるという方が多分多 いんだと思います。その時間を少しでも空けることでハードルを低くしてあ げるということは非常に大事なことではないかな、というふうに思います。

後やっぱり大きな事件、小さな事件によってやっぱり負担というのも変わると思います。やはり報道されるような事件、私の担当した事件はそんなに大きく報道される事件じゃなかったんですけども、例えば100日拘束されるとかですね、そういう大きな裁判になると、本当にやる方、手を挙げられる方っていうのは非常に少なくなってくると思いますので、企業側としては、参加させることに社会的な意義があるんだっていうことを知らしめていくということが必要ではないかなというふうに思います。

司会者

どうもありがとうございました。じゃあ4番の方お願いします。

4番

先ほども言わせていただいたことですけど、やっぱり裁判の結審して結論が出たっていう時点で終わってしまうというふうな仕組みというよりかは、もう間接的で非常に一方的で場合によっては匿名性の高いようなものになってしまうかもしれないけども、加害者、被害者に対して関与した者として何かメッセージを届けるような手段なりツールなり、そういうものがあるということが仕組みとしていいのかなと思うのが一つと。その仕組みに裁判所も何らかの形で関与するというふうなことがあったらいいんではないか。しいて言えばそういうものがあることによって、恐らく裁判員制度というのは義務というふうな側面だけが強調されるのではなくて、その制度の中にあるメリットという面も発見し、それが仕組みとして社会的により進化していくという可能性もあるんじゃないのかなというふうに思います。以上です。

司会者

どうもありがとうございました。じゃあ5番の方お願いします。

5番

これからの裁判員になられる方にやはりメッセージを送るっていうのが、結局私自身が誰かに、主人にも、私も話してないですけど。そうですね、もちろんそう、だから、いい意味での裁判員になってるメリットを報道関係の方たちが裁判員制度っていうのはこういうものでっていうPRを、何で裁判員制度があるかっていう、私もよく分かってなかったんですよね、本当に。そからその裁判員制度をPRしてほしいです。今はそう思います。そして義務で、もちろんそうあるのかもしれませんけれども、何か自分を活かせる場として裁判員制度があるんだっていう、何か前向きな報道をしていただきたいなと思います。

司会者

どうもありがとうございました。じゃあ6番の方お願いします。

6番

今でも一番最初やる前にビデオ送ってきますか。

司会者

送ってますね。はい。

6番

送ってきたんだけど。

司会者

はい。

6番

その中にはやっぱり年齢別にね,私は今度裁判員裁判になりますと言って ね、ビデオなかった。

4番

ありましたよ。DVDですよね。

6番

DVDっていうのか、ごめんなさいね。DVDの、そのことでね、その中にやはり私は80代近い人がね、男の人でした、私の場合は、写ってました。それで今からやるからって言ってましたよね。そのときにね、ですから、大丈夫だよと、年を取ってても絶対にできるから安心なんだから参加してくれということを強調してほしいですね。是非。もうびびっちゃってるんですよね。二、三の人に聞きました。まして女性はそうですね。だからそれを絶対に分りやすく、こういうわけで大丈夫だからって、そのDVD撮られてる人に言ってもらいたいです。是非お願いします。以上です。

司会者

どうもありがとうございました。じゃあ7番の方お願いします。

7番

裁判員裁判の裾野を広げるためには、報道機関とかそういうとこがやはり大きく報道することによって、皆さんが注目するであろうし、またこれからの将来を見据えてするならば、要するに学校教育で小学校、中学校っちゅうんじゃなくて、高校生ぐらいから裁判員裁判のあれを少しずつ学習させれば深く国民に浸透するんじゃないかなと、私は今ここで思ったけど。教育から入れてけば、突然決まったよって言われるよりは、ああやっと俺に来たなと、やはり心の段取りもあると思うんですよね、選ばれるには。やっぱり選ばれたときにやはり教育から少しずつ段階を踏んでいけば、裁判員裁判も裾野が広がるんじゃないかなと思います。以上です。

司会者

どうもありがとうございました。そのほかはございますでしょうか。

A社

御意見ありがとうございました。各社から何かあれば続いてお願いしたい んですが。 B社

裁判員の経験者の皆さん、大変遅くまでお時間をいただいて申し訳ないんですが、お話いただいてくれたことの中で、理解を深めるためにお伺いしたいことがあるので、何人かの方に幾つかお伺いさせていただきたいと思います。

まず4番の方にお伺いしたいんですが、裁判員裁判の制度が始まって事前に公判前の手続というのが始まって、争点ですとか証拠が大分絞られた形で法廷やられてたと思うんですが、そういった中で証拠を絞られすぎてしまって、本当はもっとこういうことが知りたいのにと思ったり、あるいは公判中にこういうことを本当はもっと証拠出してほしいんだけどなって思ったり、そういうことがあって、もっと心情とかバックグラウンド知りたかったなというふうに思われた部分というふうに理解したんですが、そんなふうでよろしいんでしょうか。

司会者

じゃあ4番の方お願いします。

4番

正直そこはそんなに整理できてないと思うんです。一つはそういう今おっしゃられた側面っていうのはあろうかと思うんです。なぜならばやっぱり、ちらっとお話になったこともあったんですけど、後日になってあれ聞いとけばよかったとか、そういうふうに出てくることってやっぱりあったんだなっていうのは一つ思うことです。それ以上にもう一つ思うことは、やはり私たちが普段、例えばですよ、自分の身の回りの友人だとか誰かがけんかをしていて、それを仲介したりいさめたり何だったりとかっていうことをするときに、一体私たちは何を考えて、それを裁くというと言い過ぎかもしれないですけど、判断しているのかっていったときに、その人がどういう人であり、どういう背景のある人間なのかっていうのを知っているわけですね、前提と

して。だけどそれ知らないところで突然ぽんと事実だけが舞い込んでくるわけじゃないですか、そこに対する戸惑いという。だからつまり、この人を裁くに当たって知りたい情報の解釈の仕方が、そもそも私たちとあるいはこの裁判員制度というよりも、裁判という仕組みとでは違っている部分もあり、それからない交ぜになった形で、言ってみれば戸惑いであり疑問やら不安やら、というものを感じる、ということと言った方がいいかなと思います。よろしいでしょうか。

B社

ありがとうございます。

それからですね、5番の方がおっしゃったと思うんですが、その前例ということを何度か言われて、その前例に従うんじゃなくって新しいことをもっと考えた方がいいんじゃないかと感じられるところがあったというふうにおっしゃってたんですが、それは例えば量刑分布と言って、裁判の最後の方にこういった事案では大体このぐらいから、このぐらいの刑が出されてますということが法廷で見せられたりして、どうしてもその枠の中で考えてしまったんだけど、本当は自分としてはもっと柔軟に考えたかったと、そういう意味でおっしゃったのかなと思ったんですが、何て言うんですかね、裁判の中である程度量刑の分布だとか、あるいは求刑が出されたりとかでしばられてしまった部分があったりということなのか、それとももっと柔軟に考えて議論をもっと考えたかったという意味なのか、その辺の方をお伺いできますでしょうか。

司会者

じゃあ5番の方どうぞ。

5番

大変申し訳ないんですが、私が結局あの場合は一般論を申しました。それ で、もちろん審理を何年掛かろうが、何時間、何て言うのかしら。人を裁く 上で何日掛かろうが何時間掛かろうが、これが正解かっていうのはなかなか特に私たちのようなね、経験のない者にとって時間が足りないっていう。もっと時間があったら、というそういう気持ちもありました。それと、この裁判員裁判を何て言うのかしら、一般論で申し上げたんですが、結局前例、前例を何もひっくり返すとか、そういうことじゃなくて前例にしばられないために、裁判員裁判があるのかしらって感じましたって、そういうことなんです。

B社

分りました。ありがとうございます。

実は性犯罪の事件なんかだと、裁判員裁判前の裁判の常識を超えるような 判決が結構出ていたので、そういう部分感じられたのかなと思ったんですが、 大変理解できました。はい、ありがとうございます。

後最後に7番の方にお伺いしたいんですが、冒頭で我々メディアの方ももっときちんとやってくれということを強くおっしゃっていたように思ったんですが、特に御自身、裁判の判決の中でもっと深く触れてくれという意味でおっしゃったのか、あるいはその裁判を端緒にして例えば介護の問題だとか、そういったことのニュースをもっと広げて深く報じていってくれという意味なのか、それにどのように考えてらっしゃるのか教えていただけますでしょうか。

司会者

では7番の方どうぞ。

7番

裁判と介護のは別に考えてもらいたいんですけども、裁判は裁判と。それで今度要するに、介護があってこういう事件が起きたんだと、そのときに、また別な日にちをたってから現場の介護はどうなってるのかと。要するに皆さんが満足して介護をやってるのかと、苦痛を持ちながらやってるのかと。

苦痛を持ちながらやってるってことはいずれ自分は楽になりたいと。なった場合にどうするかと。なったときがこの事件と同じように自分で相手を殺して自分は楽になろうと。裁判とまた別に老老介護とかの問題を新聞で取り上げてもらいたいなと思ったわけです。以上です

B社.

分りました。非常に身につまされる思いがするんですが、これからそういった形でも深めていきたいと思いますので、ありがとうございました。

皆さんにいろいろお伺いしたいこともあるんですが、御貴重な意見ありが とうございました。

司会者

よろしいでしょうか。ほかまだございますでしょうか。よろしいですか。それでは本当にこちらの不手際で随分時間を押してしまいました。随分時間延長させて、お付き合い願いまして、どうも本当に申し訳ありません。しかし本当にどうもありがとうございました。今日の意見交換会というのは裁判員裁判、運営の仕方としてどのようなものがいいのかというようなことも考えておったわけですけれども、それを超えたですね、裁判員裁判の本質と言いますか、そういったところまで皆様方の意見が深まっていたのではないかと思います。それで私たちもその今日の皆様方の発言を聞いて裁判員裁判の運営という、そういったある意味ではテクニックみたいなものということではなくて、もっと底にあるような物事からですね、その答えについてまで考えを深めながらこれから更にいい制度にしていくことができれば、というふうに痛切に感じました。本当に皆様どうもありがとうございました。どうも長時間どうもありがとうございました。